

## 12 危険物・保安関係

### ア 共通事項関係

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
保安四法関係  (総務省)	平成12年11月に出された「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」の検討結果を踏まえ、以下の措置を講ずる。 a 特定屋外タンク貯蔵所の定期保安検査及び定期点検(内部点検)の検査周期の設定に、余寿命予測に基づく手法の導入が可能なものについては、安全性を損なわないことを前提に具体的な基準の検討を行い、所要の措置を講ずる。	検討	検討・結論	措置		(総務省) 特定屋外タンク貯蔵所の検査周期の設定に関し、余寿命予測に関する検討結果を踏まえ、安全性を損なわないことを前提に具的的な基準を定めることについて、「屋外タンク貯蔵所の安全性評価に関する調査検討会」において検討を行い、平成15年3月27日結論を得た。 検討結果を受けて、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成15年政令第517号）、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第143号）（何れも16年4月1日施行）により、余寿命予測に関する検討結果を踏まえ、腐食量管理等の保安のための措置等を講じている、極めて優良なタンクについては、保安検査に係る開放周期の延長を図ることとして措置した。	
(総務省)	b 消防法に基づく危険物施設の検査主体について、危険物の保安の確保上問題がない範囲内で、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法の検査機関のうち消防庁が定める基準を満たすものを、市町村長等から委託を受けて消防法に基づく危険物施設の検査に係る技術的な審査を行う機関として明示する。	逐次実施			(総務省) 「保安四法に係る検査主体の相互乗り入れに係る審査機関の基準等について」(平成12年12月19日付消防令第118号)により、審査機関の基準を定めた。		

## イ 燃料電池関連分野関係

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
水素燃料容器用バルブの耐圧試験基準の見直し (経済産業省)	水素燃料電池自動車に搭載する燃料用容器のバルブについては、これを適用する高圧ガス保安法上の耐圧試験圧力基準を、諸外国に比べて高く設定しているが、国際基準との整合性の観点も踏まえ、事業者側から提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性の確認を前提に、適切な耐圧試験圧力とする。			措置	(経済産業省) 水素燃料電池自動車燃料装置用容器のバルブに適用する高圧ガス保安法上の耐圧試験圧力について技術基準の改正を行った。 (平成16年3月末措置)		
燃料電池自動車に用いる水素燃料用容器に関する例示基準の作成作業の支援 (経済産業省)	性能規定化された高圧ガス保安法の下において、事業者が車両認可までの時間を短くするために、同法の技術基準を満足する具体的な詳細基準の例である「例示基準」を作成する場合、第三者機関による技術基準への適合性評価を円滑に行うことを含め適切な対応を行う。			事業者が例示基準の作成を行うことを前提に、平成16年中に措置	(経済産業省) 事業者が例示基準の作成を行っていないため、措置は講じていない。		
燃料電池自動車に対応した駐車場の消火設備の基準の見直し (総務省)	燃料電池自動車が駐車場に駐車する際の防火安全性を適切に確保するため、官民共同で実験データを取得し、その結果等に基づいて必要な安全性の検証・評価を行った上で、燃料電池自動車が駐車する駐車場に設置すべき消火設備に関する消防法上の現行基準を見直す。			平成15年度中に実験データを取得した上で平成16年度中に措置	(総務省) 学識経験者、関係省庁・機関からなる「燃料電池自動車の地下駐車場等における防火安全対策検討会」において、消火実験・実態調査等を実施しながら、検討を行っているところ。 平成16年度も引き続き検討を行う予定としており、必要に応じて措置を講ずる予定。		
水素供給スタンド設置に関する保安距離の見直し (経済産業省)	高圧ガス保安法が規定している水素供給スタンドにおける水素供給設備と学校・病院等の建物との間の保安距離の基準について、水素供給スタンドの普及に資する観点も踏まえ、事業者側から提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性の確認を前提に、適切な保安距離とする。			平成15年中の実験データの提出を前提に平成16年中に措置	(経済産業省) 実験データの提出を受け、平成16年中に措置。		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
水素供給スタンドにおける保安統括者等の選任・常駐義務の見直し (経済産業省)	高圧ガス保安法は、水素供給スタンドの敷地内には、保安統括者1名と常駐の保安係員1名を選任すべきとしているが、水素供給スタンドの普及に資する観点も踏まえ、事業者側から提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性の確認を前提に、適切な選任・常駐義務とする。			平成15年中の実験データの提出を前提に平成16年中に措置	(経済産業省) 実験データの提出を受け、平成16年中に措置。	
水素供給スタンドの漏れ検知手段の多様性の容認 (経済産業省)	高圧ガス保安法は、ガス漏れ検知手段の一つとして付臭剤の添加を規定しているが、現在、燃料電池に悪影響を与えないことが確かめられた付臭剤は存在しないことから、付臭剤以外の漏れ検知装置等による代替手段の採用について、事業者側から提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性が確認されれば、必要な技術基準を整備する。			平成15年中の実験データの提出を前提に平成16年中に措置	(経済産業省) 実験データの提出を受け、平成16年中に措置。	
水素供給スタンドの保安検査周期の延長 (経済産業省)	高圧ガス保安法は、水素供給スタンドは毎年1回の保安検査が義務付けられているが、検査の合理化・効率化の観点も踏まえ、事業者側から提出された腐食やその他の劣化の状況、各種安全対策装置類の機能の維持状況等に関する実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性の確認を前提に、適切な保安周期とする。			平成15年中の実験データの提出を前提に平成16年中に措置	(経済産業省) 実験データの提出を受け、平成16年中に措置。	
水素供給スタンドとガソリンスタンドの併設の制限の見直し (総務省)	消防法は、水素供給スタンドを設置する場合、給油取扱所(ガソリンスタンド)と併設することを認めてはいないが、水素供給スタンドの建設の促進を図る観点から、必要な技術基準等の整備を行った上で、これを認める。			平成15年度中に実験データを取得し検証・検討した上で遅くとも平成16年度中に措置	(総務省) 有識者等から構成される検討会を設置し、水素供給スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全対策について「燃料電池自動車用水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に関する調査検討委員会」において検討を行い、平成16年3月16日結論を得た。この検討結果に基づき、平成16年度中に水素スタンドを給油取扱所に併設する場合に必要な技術基準の整備を行う予定。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
移動式水素充填設備用容器に関する例示基準の作成作業の支援(経済産業省)	移動式充填設備を構成する繊維強化プラスチック複合容器について、燃料電池自動車への水素充填に必要な高圧化に対応するため、事業者が高圧ガス保安法上の「例示基準」を作成する場合、第三者機関による技術基準への適合性評価が円滑に行われることを含め適切な対応を行う。			事業者が例示基準の作成を行うことを前提に、平成16年中に措置	(経済産業省) 事業者が例示基準の作成を行っていないため、措置は講じていない。	
液化ガス輸送容器の充填率に関する上限値の見直し(経済産業省)	高圧ガス保安法は、液化ガス輸送容器への水素の充填率の上限値について、現在、諸外国に比べて低く設定しているが、国際基準との整合化の観点も踏まえ、事業者側から提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性の確認を前提に、適切な上限値とする。			平成15年中の実験データの提出を前提に平成16年中に措置	(経済産業省) 実験データの提出を受け、平成16年中に措置。	
家庭用燃料電池に関する消防法に基づく設置届出義務の見直し(総務省)	家庭用燃料電池については、発電設備に該当、又は内燃機関による発電設備に準ずるものとした場合、消防長への設置届出を必要としている。しかしながら、家庭用燃料電池の普及を図る観点から、安全確保に必要な技術基準等の整備を行った上で、設置届出を不要とする。			平成15年度中に実験データを取得した上で、平成16年度中に措置	(総務省) 「定置用燃料電池に係る安全対策に関する調査検討委員会」において、家庭用燃料電池の構造、機能、特性等から火災危険要因について整理・抽出を行った。平成16年度は、整理・抽出した危険要因を踏まえ、安全確保に必要な技術基準等の整備を行った上で、設置届出を不要とする予定。	
家庭用燃料電池の設置に関する建築物との「保有距離」の見直し(総務省)	消防法は、家庭用燃料電池を設置する場合、住宅等の建築物から3m以上の距離を置くことを必要としているが、安全性の検証結果等を踏まえた上で、我が国の住宅事情でもその普及を促進するよう、保有距離について必要な見直しを行う。			平成15年度中に実験データを取得した上で、平成16年度中に措置	(総務省) 「定置用燃料電池に係る安全対策に関する調査検討委員会」において、家庭用燃料電池の構造、機能、特性等から火災危険要因について整理・抽出を行った。平成16年度は、整理・抽出した危険要因を踏まえ、安全確保に必要な技術基準等の検討を行い、保有距離について必要な見直しを行う予定。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
家庭用燃料電池に関する逆火防止装置の設置義務の見直し （総務省）	市町村条例によっては、酸素又は水素を併用する場合の配管に、逆火防止装置を設けることが義務付けられていることがあり、このため、家庭用燃料電池の改質器にも、当該装置を設置する必要が生ずることがある。しかしながら、機器コストを低減する観点から、これを不要とする方向で安全確保に必要な技術基準等の検討を行った上で、その内容を市町村に示す。			平成15年度中に実験データを取得した上で、平成16年度中に措置	（総務省） 「定置用燃料電池に係る安全対策に関する調査検討委員会」において、家庭用燃料電池の構造、機能、特性等から火災危険要因について整理・抽出を行った。平成16年度は、整理・抽出した危険要因を踏まえ、逆火防止装置を不要とする方向で安全確保に必要な技術基準等の検討を行い、その内容を市町村に示す予定。	

## ウ 高圧ガス保安法関係

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
可燃性ガス、酸素の充てん容器に係る容器置場 (経済産業省)	可燃性ガス、酸素の充てん容器に係る2階建容器置場の設置基準について検討し、所要の措置を講ずる。	検討	検討・結論	措置	(経済産業省) 水素及び酸素の充てん容器に係る二階建容器置場の技術基準について、所要の整備を行った。(平成16年3月省令改正)		
充てん容器等の加温に係る技術基準の見直し (経済産業省)	シリンダーキャビネット内部において、容器・バルブ・配管を加温する場合には、自動制御により温度調節された温風又は熱媒の使用を認めることについて検討し、所要の措置を講ずる。 【平成14年経済産業省令第104号】	検討(結論)	措置済(9月施行)				
移動式製造設備の防消火設備設置基準 (経済産業省)	高圧ガスに係る移動式製造設備(新バルクローリーに限る。)から当該製造事業所に設置された新バルク貯槽に対して充てんする際のローリー停車位置への防消火設備の設置義務の除外について検討し、所要の措置を講ずる。 【平成13年3月経済産業省原子力安全・保安院長通達2号】	措置済					
医療用コールドエバポレータ設備に係る設備距離 (経済産業省)	一般のコールドエバポレータと同等の設備距離確保が義務付けられている医療用コールドエバポレータ設備について、一定の場合におけるその設備距離の緩和を検討し、所要の措置を講ずる。	検討	検討・結論	措置	(経済産業省) 一定の安全性を付加したコールドエバポレータの設備距離の短縮を可能とするための技術基準について所要の整備を行った。(平成16年3月省令改正)		
タンクローリーの他都道府県への移籍時における完成検査 (経済産業省)	他都道府県からのタンクローリーの移籍の際の合理的な完成検査の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。 【平成14年3月経済産業省原子力安全・保安院長通達第9号】	措置済(3月通達)					

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
高圧ガス製造施設に係る認定保安検査実施者の要件 (経済産業省)	自ら保安検査を実施することができる認定保安検査実施者の認定基準について再検討することにより、コンビナート関連事業者以外の第一種製造者についても、認定保安検査実施者への移行を推進する。 【一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第55号)、コンビナート等保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第56号)、液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第57号)、冷凍保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第58号)】	措置済 (3月告示)				
高圧ガス製造施設等の検査 (経済産業省)	指定代行機関や優良事業者による自己検査の制度を適切に運用するため、技術の進歩等に応じて、その指定基準や認定基準等について、随時必要な見直しを行い、制度の運用に万全を期す。 【一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第55号)、コンビナート等保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第56号)、液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第57号)、冷凍保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第58号)】	逐次実施			(経済産業省) 認定完成・保安検査実施者の認定基準について見直しを行った。【一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第55号)、コンビナート等保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第56号)、液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第57号)、冷凍保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第58号)、平成14年3月28日告示】	
高圧ガス保安法における保安検査周期の延長 (経済産業省)	年1回の保安検査を義務付けられている高圧ガス設備の保安検査について、設備の保安管理体制等が優秀であるとの大臣の認定を受けた者に設備を稼働した状態で保安検査を自ら行うことを可能とする現行制度について、産業界全体に今一度周知を図り、一層の制度活用を促す。	措置済				
ガス体エネルギー産業に係る保安規制の在り方の検討 (経済産業省)	ガス体エネルギー産業に係る保安規制の在り方について、保安レベルの維持・向上を前提として、整合化等の観点から検討を行う。 【「ガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会」とりまとめ(平成14年7月26日公表)】	検討	措置済 (7月公表)			

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
圧力容器に係る例示基準の拡大 (経済産業省)	<p>高圧ガス保安法に基づく圧力容器の技術基準に係る例示基準に、米国機械学会(A S M E)の規格を採用する。</p> <p>【特定設備検査規則の一部を改正する省令(平成15年経済産業省令)「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」の一部改正について(平成15年3月経済産業省原子力安全・保安院長通知)】</p>		措置			
特殊高圧ガス等の輸送時の運転要員の確保方策 (経済産業省)	<p>保安の確保を前提に、特殊高圧ガス等の輸送時における運転要員の確保方策について検討を行う。</p>		検討	検討 (結論)	<p>(経済産業省)</p> <p>保安の確保を前提に、特殊高圧ガス等の輸送時における運転要員の確保方策について調査を行い、距離による制限を見直し、時間による基準とするとの結論を得た。</p>	
液化ガス設備を電気事業法の適用に切り替える際の手続の簡略化 (経済産業省) <エネルギーイ21の再編>	<p>高圧ガス保安法が適用されている液化ガス設備を、電気事業法の適用に切り替える際の手続について、一層の合理化を図る。</p>			検討・結論	<エネルギーイ21参照>	
試験研究機関に対する高圧ガス製造事業届出手続の簡素化 (経済産業省)	<p>試験研究機関については、高圧ガスの種類・量等に応じて製造事業届出の添付書類を簡素化する。</p>		措置			



## エ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
容器による販売方法の見直し （経済産業省）	原則としてガスメーターによる体積販売とされている液化石油ガスについて、質量販売に対応した安全器具開発の結果及び効果を踏まえ、質量販売の範囲について検討する。	検討	質量販売の範囲に関し、保安レベルの維持の観点から検討・結論	新たに抽出された課題（保安責任の変更や販売方法等に対応した消費者、事業者間における環境整備の必要性）については、引き続き検討（結論）	（経済産業省） 新たに抽出された課題を検討した結果、25リットルまでの質量販売を認めることとした。		
バルク貯槽の保安距離の緩和 （経済産業省）	貯蔵量1トン以上3トン未満のバルク貯槽の設置に際し確保することとされている保安距離について、平成14年度まで行う実証試験の結果を踏まえ検討する。	検討	検討	検討（結論）	（経済産業省） 学識経験者、業界関係者等からなる「高度保安型バルク供給システム技術開発委員会」において行われた実証試験を踏まえ、緩和の基本的方向についての結論を得た。 その検討結論を受け、平成15年3月31日付けで省令改正を行った。		

## オ 労働安全衛生法関係

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
ボイラー・圧力容器の性能検査 (厚生労働省)	a 仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー・圧力容器を導入する際の安全確認の迅速化による検査簡略化の観点も含め、性能規定化を完了する。 【ボイラー構造規格の全部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示) 圧力容器構造規格の全部を改正する告示(平成15年厚生労働省告示)】	検討	検討(結論)・措置済(3月告示)				
	b 1年以内ごとに性能検査を受けなければならないボイラー及び第一種圧力容器について、設備の安全管理体制が優秀であると労働基準監督署長の認定を受けた者は設備を停止して行う開放検査の周期を2年とすることが可能である現行制度について、趣旨、手続、審査基準等について今一度広く周知を図り、一層の制度活用を促す。	一部措置済	措置済				
	c 設備を停止して行う性能検査の周期について、労働安全衛生法のボイラー及び圧力容器安全規則等において管理等が良好で延長を行い得る安全要件等の合理的基準を定め、この基準に適合すると認められるボイラー等の検査周期を4年程度に延長することを目途に、平成11年度から行っている試行の結果を踏まえ、早急に所要の制度改正を行う。 【平成14年3月厚生労働省労働基準局長通達基発第0329018号】	措置済(3月通達)					
ボイラー等の検査 (厚生労働省)	a ボイラー等の検査について、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度について検討する。	原則として、15年度中に実施			(厚生労働省) ボイラー等の検査について、平成16年3月31日に通達を發出し、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度を導入した。		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)に規定した登録機関による実施について検討し、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に係る法案提出)		法案提出	法案成立後公布・施行	(厚生労働省) 「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」(平成15年法律第102号)を平成15年7月2日に公布し、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)に基づき登録機関による実施について措置した。 (平成16年3月31日施行)	
ボイラー等の特定機械等の検査 (厚生労働省)	ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等(特定機械等)の検査等に係る検査代行機関について、ワンストップサービスの実現に向け、指定条件の見直し作業を行う。 【平成14年3月厚生労働省労働基準局長通達基発第0329017号】	措置済 (3月通達)				
ボイラーの遠隔制御についての基準 (厚生労働省)	ボイラーの遠隔制御についての基準について、安全性を損なわない範囲で、対象となる遠隔制御方式ボイラーの基準、点検基準等について見直しを図る。 【平成15年3月厚生労働省労働基準局長通達】	検討	措置済 (3月通達)			
ボイラー等の検査時期の弾力化 (厚生労働省)	ボイラー等の連続運転の認定事業場における性能検査について、実施時期の弾力化を行う。			検討・結論	(厚生労働省) ボイラー等の連続運転の認定事業場における性能検査について、平成16年4月21日に通達を発出し、実施時期の弾力化を行った。	
	また、一つの工場が分社化により複数の別法人となった場合についても、適正な安全管理が実施される場合には、ボイラー等の連続運転認定の承継を可能とする。 【平成15年厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長通達基安発第0115001号】		措置済 (1月通達)			
事務所の作業環境測定の簡素化 (厚生労働省)	事務所における作業環境測定の実態等を踏まえ、その簡素化を図る。		検討	検討 (結論)	(厚生労働省) 学識経験者による「事務所における作業環境測定に関する検討」委員会において検討を行い、事務所における作業環境測定の簡素化の基本的な考え方について平成16年2月に結論を得た。(措置予定時期：平成16年3月)	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
レーザー機器のクラス分類の簡素化 (厚生労働省)	レーザー機器のクラス分類について、日本工業規格(JIS)の改正に応じその簡素化を図る。		日本工業規格の改正に応じ検討・措置		(厚生労働省) レーザー機器のクラス分類については、日本工業規格(JIS)の改正に合わせて、「レーザー光線による障害の防止対策について」(労働基準局長通達)を改正すべく作業を進めてきたところであり、日本工業規格(JIS)の改正(4月以降となる予定)を待って措置する。	
圧力容器設計時の許容応力の安全率の緩和 (厚生労働省)	構造規格の性能規定化の観点から、国際的な規格(ASME(米国機械学会)規格を含む)と同等の基準の採用について検討を行い、所要の措置を講ずる。			検討・結論・措置	(厚生労働省) 構造規格の性能規定化の観点から、国際的な規格(ASME(米国機械学会)規格を含む)と同等の基準の採用について、平成16年3月30日に通達を發出し、所要の措置を講じた。	

## カ 消防法関係

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
引火点の高い液体の危険物からの除外 (総務省)	a 消防法における引火性液体の規定について、引火点が250度程度を超える引火性液体については、危険物から除外する。 【消防法の一部を改正する法律(平成13年法律第98号)】	法案成立、公布	措置済 (6月施行)				
	b 引火点が100度程度から250度程度の引火性液体の危険物の貯蔵・取扱施設の技術基準の合理化を図る。 【危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成13年政令第300号) 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成13年総務省令第136号)】	政省令改正	措置済 (6月施行)				
防火管理者の業務の外部委託 (総務省)	防火・防災業務の実情を勘案しつつ、防火対象物の安全性を損なわないことを前提として、防火管理者の業務の外部委託を認めることについて検討し、所要の措置を講ずる。	検討	検討・結論	措置	(総務省) 「消防法施行令の一部を改正する政令(平成16年2月6日政令第19号)」を平成16年6月1日に施行。		
自動火災警報器に係る消防法と高圧ガス保安法の重複規制の撤廃 (総務省)	コンビナート等保安規則及び一般高圧ガス保安規則が適用される充てん所について、施設等の実態等を踏まえ、自動火災報知設備等の設置を免除することについて検討し、所要の措置を講ずる。	検討	検討・結論	措置	(総務省) 「一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則が適用される充てん所に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(平成15年3月28日付け消防予第97号消防庁予防課長通知)により措置済。		
排煙設備に係る技術基準の性能規定化 (総務省)	排煙設備の技術基準を性能規定化することについて検討し、所要の措置を講ずる。	検討	検討・結論	平成16年度中に措置予定	(総務省) 「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律(平成15年法律第84号)」により、現行の仕様規定に加え、一定の性能を有する消防用設備等に弾力的に対応するための根拠規定を整備したところ。引き続き、必要な措置を講じていく予定。		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
消防法で規定する消火設備に係る技術基準の見直し (総務省)	スプリンクラーヘッドの技術基準を性能規定化することについて検討し、所要の措置を講ずる。	検討	検討・結論	平成16年度中に措置予定	(総務省) 「消防組織法及び消防法の一部を改正する法律(平成15年法律第84号)」により、現行の仕様規定に加え、一定の性能を有する消防用設備等に弾力的に対応するための根拠規定を整備したところ。引き続き、必要な措置を講じていく予定。	
危険物取扱者の実務経験要件の見直し (総務省)	甲種危険物取扱者の受験資格要件の一つとされている実務経験について、求められる能力の確認を行いつつ資格取得希望者にとって受験の機会が広がる制度とする観点から、資格取得要件とすることを検討する。 【検討の結果現行の制度を維持することとした】	結論			(総務省) 内容につき検討を行ったが、実務経験は学歴要件を満たさない場合に受験資格を緩和するものであり、実務経験の資格取得要件化により受験の機会が拡大するものではないため、実務経験の資格取得要件化は行わない。	
危険性物質輸送時の運転要員の確保方策 (総務省)	安全性を損なわないことを前提に危険物輸送時における運転要員の確保方策について検討し、所要の措置を講ずる。	検討	検討・結論	措置	(総務省) 長距離にわたる危険物の移送時には、二人以上の運転要員を確保することとしていたが、ILO基準や当該基準を基に規定される厚生労働省告示等と整合を図り、運転時間に基づく基準に改めた。 【危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成15年政令第517号) 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成15年総務省令第143号)を平成16年4月1日施行】	
給油取扱所における作業場の面積 (総務省)	自動車の点検整備を行う作業場について、係員以外の者が立入りする建築物部分の面積の算定方法に関し、安全性を損なわないことを前提に検討し、所要の措置を講ずる。 【平成13年消防庁危険物保安室長通知第127号】	措置済 (11月通知)				

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
危険物施設の保安検査 (総務省)	a 危険物施設の保安検査について、優良事業所について検査周期を延長するインセンティブの導入に関し、検査周期の設定に、余寿命予測に基づく手法の導入が可能なものについては、安全性を損なわないことを前提に具体的な基準の検討を行い、所要の措置を講ずる。	検討	検討・結論	措置	<p>(総務省)</p> <p>特定屋外タンク貯蔵所の検査周期の設定に関し、余寿命予測に関する検討成果を踏まえ、安全性を損なわないことを前提に具対的な基準を定めることについて、「屋外タンク貯蔵所の安全性評価に関する調査検討会」において検討を行い、平成15年3月27日結論を得た。</p> <p>検討結果を受けて、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成15年政令第517号)危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成15年総務省令第143号)(何れも16年4月1日施行)により、余寿命予測に関する検討結果を踏まえ、腐食量管理等の保安のための措置等を講じている、極めて優良なタンクについては、保安検査に係る開放周期の延長を図ることとして措置した。</p>	
	b 危険物施設の保安検査について、優良事業所については、自主検査を含め、危険物施設の適切な管理が維持されるよう更なるインセンティブを与えることができるような保安検査の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。	検査周期を延長するインセンティブ制度の結論を踏まえ検討・結論	措置	<p>(総務省)</p> <p>特定屋外タンク貯蔵所の検査周期の設定に関し、余寿命予測に関する検討成果を踏まえ、安全性を損なわないことを前提に具対的な基準を定めることについて、「屋外タンク貯蔵所の安全性評価に関する調査検討会」において検討を行い、平成15年3月27日結論を得た。</p> <p>検討結果を受けて、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成15年政令第517号)、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成15年総務省令第143号)(何れも16年4月1日施行)により、余寿命予測に関する検討結果を踏まえ、腐食量管理等の保安のための措置等を講じている、極めて優良なタンクについては、保安検査に係る開放周期の延長を図ることとして措置した。</p>		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	c 危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、結論を得る。	検討	検討	検討 (結論)	(総務省) 性能規定化のあり方等について、「危険物保安に係る技術基準の性能規定化に関する調査検討会」において、検討を行い、平成16年3月12日結論を得た。この検討結果に基づき、可能な事項から順次性能規定化を進めるとともに、引き続き検討会を設置して所要の調査・検討を行う予定。	
消防用機械器具の検定 (総務省)	消防用機械器具の検定を行う指定検定機関の公益法人要件を撤廃する。 【消防法の一部を改正する法律(平成14年法律第30号)】	法案提出	措置済 (10月施行)			
タンクローリーに関する規制緩和 (総務省)	移動タンク貯蔵所(タンクローリー車)について、欧米の輸送実態の検証等を行い、積載物の種類や容量の制限、タンクの構造強化等により、安全性を損なわないことを条件に、間仕切及び防波板の設置義務の緩和・撤廃の可否について検討し、所要の措置を講ずる。	検討	検討・結論	措置	(総務省) 移動タンク貯蔵所の間仕切及び防波板について、国際海上危険物規程(IMDGコード)に適合しているものに関しては、非積載式移動タンク貯蔵所についても特例を認めることとした。 【危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成15年政令第517号)危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成15年総務省令第143号)を平成16年4月1日施行】	
使用停止命令の解除 (総務省)	製造所等の緊急使用停止命令後の使用再開の在り方について検討する。 【平成14年消防庁危険物保安室長通知第503号】		措置済 (10月通知)			
消防法上の非常用電源における対象設備の見直し (総務省)	a 燃料電池の消防用設備等の非常電源への活用の可能性について、燃料電池に係る新技術の開発、社会情勢の変化、仕様実績等を踏まえ、その可否も含め検討する。		検討	検討 (結論)	(総務省) 学識経験者、事業者等で構成される「消防用設備等の非常電源のあり方検討会」を開催し、実態調査等を行いながら、検討を行い、平成15年度末に、中間報告書を取りまとめたところ。平成16年度中に引き続き検討を行い、必要な措置を講ずる予定。	



	<p>b 新型蓄電池(レドックスフロー電池及びナトリウム・硫黄電池)を消防法上の消防用設備等の非常用電源として取り扱うことについて検討し、結論を得る。</p>		<p>検討</p>	<p>検討・結論</p>	<p>(総務省)  学識経験者、事業者等で構成される「消防用設備等の非常電源のあり方検討会」を開催し、実態調査等を行いながら、検討を行い、平成15年度末に、中間報告書を取りまとめたところ。平成16年度中に引き続き検討を行い、必要な措置を講ずる予定。</p>	
--	---	--	-----------	--------------	--	--

## キ その他

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
含水爆薬の現場製造 (経済産業省)	現在、硝安油剤爆薬に限定されている移動式製造設備での製造について、含水爆薬に係る技術基準を検討し、所要の措置を講ずる。	検討	検討・結論	措置		(経済産業省) 移動式製造設備での含水爆薬の製造を行うための技術基準を作成し火薬類取締法施行規則の改正を行った。 (平成16年3月)	
石油コンビナートの防災資機材の基準の見直し (大型泡放射砲の採用) (総務省)	石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所(一定量以上の危険物等を貯蔵又は取り扱う事業所)に備え付けなければならないこととされている防災資機材(化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船等)については、政令においてその具体的な仕様が規定されているが、この現状設置が義務付けされているものの基準はもとより、新しい防災資機材についても、随時必要に応じた見直しを行う等により、必要な防災能力を確保しつつ可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置する。	随時 (大型泡放射砲については、平成15年度中に結論)				(総務省) いわゆるI-S型泡放射砲については、複数の3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)を保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車との代替について可能との結論が得られたところである。今後、平成17年度までに関係法令等の改正を行い措置することとしている。	
石油コンビナートの保安規制に係る申請・届出 手続の電子化 (総務省、厚生労働省、経済産業省)	石油コンビナートの保安規制に関して、国に対する申請・届出手続の電子化を実施する。			原則として措置		(総務省) 石油コンビナート等災害防止法令関係の各種届出については、総務省で窓口を一本化したうえで、平成16年3月31日から電子化したところである。 (厚生労働省) 石油コンビナートの保安規制に関連する労働安全衛生法上の申請・届出等の手続については、「厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクションプラン」に基づき、平成16年3月29日から電子化したところである。 (経済産業省) 石油コンビナート等災害防止法令関係の各種届出については、「電子政府構築計画の策定に向けて(平成15年3月31日各府省情報化統括責任者連絡会議決定)に基づき、平成15年度末までに、総務省で窓口を一本化したうえで、平成16年3月31日から電子化したところである。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
高機能性化学プラントに対するレイアウト規制の合理化 (総務省、経済産業省)	工場棟の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種・少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和する。			措置(事業者からの具体的な事業の提案及び関連するデータ等の提出が平成15年度上期までに行われることが前提)	(総務省、経済産業省) 事業者から具体的な事業の提案が平成15年度上期までになされるならば、工場棟の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種・少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和するとしていたが、事業者からの提案がなかったため、平成16年度以降も引き続き提案を受け付けることとした。	
長距離パイプラインに係る規制 (経済産業省)	長距離パイプラインに係る適用法規の在り方、技術基準等について、安全の確保等を踏まえつつ検討し、所要の措置を講ずる。	検討		措置	(経済産業省) ガスパイプライン安全基準検討会(平成15年12月)の報告に基づき、ガス事業法技術基準の改正を年度内に実施。平成16年4月施行	
自動車用エアバッグガス発生器に係る危険工室規制の見直し (経済産業省)	自動車用エアバッグガス発生器製造のための危険工室の定員及び停滞量の見直しについて検討を行い、所要の措置を講ずる。		検討・結論	措置	(経済産業省) 自動車用エアバッグガス発生器製造工室の定員停滞量の見直しを行った結果、安全性の確認された定員を増加するとの結論を踏まえ、定員の増加を行う告示の改正を行った。(平成16年3月)	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
危険性物質輸送時の運転要員の確保方策 （厚生労働省）	安全性を損なわないことを前提に、2人乗車規制等毒物及び劇物取締法に基づく運転要員の確保方法の在り方を見直す。		検討	検討 （結論）	（厚生労働省） 平成16年1月23日付け毒物又は劇物の長距離にわたる運搬時における運転要員確保の基準に関して、運転距離に基づく基準から運転時間に基づく基準に改めるため、毒物及び劇物取り締まり法令上、必要な措置を講ずることについて、薬事・食品衛生審議会に諮問したところ、平成16年2月16日付けそれら措置につき適当である旨答申をうけて、当該措置内容の見直しに対する結論を得たところである。	
ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の賃貸業の許可の適用除外 （文部科学省）	放射性同位元素を業として賃貸しようとする者の許可について、ファイナンス・リースは適用除外とする。			検討・結論	ファイナンス・リースによる放射性同位元素の賃貸業に係る施設の設置、維持及び管理に関する義務の軽減について、放射線障害を防止するために必要な点に留意しつつ検討を行い平成16年度中に所要の措置を講ずる予定。	
給油所毎のガソリン地下貯蔵量の上限の緩和 （国土交通省）	第二種中高層住宅専用地域から準工業地域までの用途地域内において、地下貯蔵槽により第一石油類を貯蔵する建築物の貯蔵容量制限を撤廃する。 【建築基準法施行令等の一部を改正する政令（平成14年政令第331号）】		措置済 （1月施行）			